

くまもと働き方改革宣言

平成27年12月15日に採択された「熊本『働き方改革』に向けた共同宣言」の『労使の意識改革を進め、効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現や時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした『働き方改革』を強く進めることが重要との共通認識の下、(中略)県内で働く意欲のあるすべての人が個性と能力を十分発揮し、安心して働ける環境の整備に向けて、『働き方改革』を進める。』ことを促進するため、以下の取組を開始します。

上記の宣言を実現するため、労使、地方公共団体等に対し、広く『くまもと働き方改革宣言』を行うよう働きかけます。

さらに次のことを実施します。

- 1 長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変革し、定時退社や年次有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランス等に取り組むよう、企業への働きかけを継続します。
- 2 地域の実情に応じた働き方改革を進め、女性の活躍推進、労働生産性の向上、労働環境・処遇の改善等を促進するよう、「働き方改革推進熊本地方協議会」を通じて労使団体等の意見を集約し、施策に反映させます。
- 3 働き過ぎ防止に向け、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導を徹底する等の取組を推進していきます。また、労働者が安全で健康に働くことができるよう、転倒災害等の全業種に共通する労働災害及び重点業種における労働災害の防止対策、職場におけるメンタルヘルス・産業保健対策、治療と仕事の両立支援等の取組を推進していきます。
- 4 人材不足分野（介護・福祉、建設、運輸、警備）における雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」に取り組む業界団体、個人企業を全力でサポートします。また、熊本県正社員転換・待遇改善実現プランに基づき各種助成金を活用した正社員転換および待遇改善の進展、「ユースエール認定企業」の重点的PR等を通じた若者の地元定着の推進のほか、障害者・高齢者・長期療養者等の就職支援の強化に努めます。
- 5 熊本労働局及び管内の労働基準監督署、公共職業安定所の全職員について、心身の健康を維持し、かつ、効率的に業務を遂行するため、定時退庁の促進、超過勤務の削減を図る等により職場環境の改善を図ります。また、男性職員の育児休業取得率を毎年度30%以上となるよう制度運用を行います。

平成29年9月25日

(宣言団体の名称) 厚生労働省 熊本労働局

(代表者職氏名) 局長 徳田 剛